

Ⅱ 調査世帯の抽出方法

1 概要

家計調査の母集団は、全国の世帯から施設等の世帯及び単身の学生の世帯を除いた世帯であり、二人以上の世帯及び単身世帯に分けられる。

母集団からの調査する世帯の抽出は層化3段抽出法による。第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯である。

調査世帯は、二人以上の世帯の場合は各調査単位区から6世帯を、単身世帯の場合は1世帯を抽出する。

単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、特定の調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出する。

ただし、単身世帯の調査単位区については、20人以上が居住する寮・寄宿舎は、その一つ一つを「寮・寄宿舎単位区」といい、これ以外の単身世帯が居住する調査単位区を「一般単位区」という。

なお、「寮・寄宿舎単位区」は、従来、30人以上が居住する寮・寄宿舎を対象としてきたが、対象となる寮・寄宿舎が少なくなったことから、平成20年1月からは、20人以上が居住する寮・寄宿舎を対象とすることとした。

2 母集団

(1) 母集団の定義

母集団に関する情報は、平成17年国勢調査の結果に基づいている(図1)。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 4957万世帯 100.0%	二人以上の世帯	二人以上の世帯の母集団 3461万世帯 69.8%		家計調査の母集団 4811万世帯 97.1% (うち農林漁家世帯 ^{注)} 142万世帯 3.0%)	
	単身世帯	20人未満の寮・寄宿舎を含む世帯	1303万世帯 26.3%		単身世帯の母集団 1350万世帯 27.2%
		20人以上の寮・寄宿舎の世帯	47万世帯 0.9%		
		学生			
施設等の世帯					

注) 農林漁家世帯とは、「世帯員に農林漁業就業者(雇用されている者を除く)がいる世帯」である。

(2) 地方及び都市階級の区分

標本設計には、次の地方及び都市階級区分を用いた。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

都市階級	人 口 規 模
大 都 市	政令指定都市
中 都 市	大都市を除く人口15万以上の市
小 都 市 A	人口5万以上15万未満の市
小都市B・町村	人口5万未満の市・町村

(3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成17年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成17年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3461万世帯、単身世帯が約1350万世帯であった。

世帯状況^{注1}別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1～表5-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表6-1及び表6-2に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表5-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	34,605,447	10,997,766	1,087,667	7,945,846	8,655,793	5,918,375
北海道	1,601,266	524,441	-	342,493	266,668	467,664
東 北	2,485,943	666,270	-	342,698	693,315	783,660
関 東	12,111,131	4,250,699	357,927	3,638,925	2,704,353	1,159,227
北 陸	1,427,194	509,637	-	173,561	388,505	355,491
東 海	4,025,219	977,891	212,638	921,128	1,279,297	634,265
近 畿	5,762,165	1,804,395	237,039	1,687,385	1,458,100	575,246
中 国	2,089,676	652,825	-	590,231	439,418	407,202
四 国	1,131,792	419,139	-	50,144	283,959	378,550
九 州	3,617,647	1,110,264	280,063	199,281	971,257	1,056,782
沖 縄	353,414	82,205	-	-	170,921	100,288

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯:一般単位区)

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	13,025,277	5,701,450	465,913	2,774,780	2,524,978	1,558,156
北海道	707,592	283,454	-	151,361	94,556	178,221
東 北	758,667	287,762	-	114,831	185,257	170,817
関 東	5,129,019	2,475,590	204,941	1,340,535	843,108	264,845
北 陸	390,330	174,879	-	45,265	90,718	79,468
東 海	1,256,055	434,342	65,286	265,628	331,237	159,562
近 畿	2,148,536	974,872	77,171	572,997	397,171	126,325
中 国	727,608	281,628	-	194,484	137,296	114,200
四 国	408,999	189,431	-	17,895	83,076	118,597
九 州	1,372,032	560,964	118,515	71,784	305,428	315,341
沖 縄	126,439	38,528	-	-	57,131	30,780

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-3 地方別調査対象世帯数
(単身世帯:寮・寄宿舎単位区)

地 方	調査対象世帯数
全 国	472,949
北海道・東北	29,449
関 東	211,144
北 陸・東海	105,212
近 畿	66,222
中 国・四国	31,919
九 州・沖縄	29,003

表6-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国		34,605,447	10,997,766	1,087,667	7,945,846	8,655,793	5,918,375
北 海 道		1,601,266	524,441	-	342,493	266,668	467,664
青 森 県		379,794	84,982	-	115,424	52,493	126,895
岩 手 県		357,584	78,571	-	-	130,788	148,225
宮 城 県		609,765	267,270	-	44,373	144,181	153,941
秋 田 県		302,249	91,669	-	-	126,265	84,315
山 形 県		301,373	65,922	-	-	104,062	131,389
福 島 県		535,178	77,856	-	182,901	135,526	138,895
茨 城 県		791,348	71,706	-	147,719	384,072	187,851
栃 木 県		533,124	135,084	-	87,168	190,613	120,259
群 馬 県		553,292	87,590	-	207,589	161,356	96,757
埼 玉 県		1,967,981	330,259	-	752,810	692,669	192,243
千 葉 県		1,683,527	262,338	-	879,325	411,458	130,406
東 京 都		3,303,315	2,199,095	-	625,184	455,042	23,994
神 奈 川 県		2,451,269	1,007,014	357,927	834,272	140,163	111,893
山 梨 県		237,327	53,841	-	-	73,155	110,331
長 野 県		589,948	103,772	-	104,858	195,825	185,493
新 潟 県		623,654	212,147	-	125,687	161,951	123,869
富 山 県		289,460	111,219	-	47,874	52,860	77,507
石 川 県		306,313	117,553	-	-	93,205	95,555
福 井 県		207,767	68,718	-	-	80,489	58,560
岐 阜 県		557,994	111,509	-	43,188	245,246	158,051
静 岡 県		1,014,934	194,678	212,638	166,016	291,669	149,933
愛 知 県		1,941,319	593,138	-	528,678	601,214	218,289
三 重 県		510,972	78,566	-	183,246	141,168	107,992
滋 賀 県		361,448	89,601	-	-	215,672	56,175
京 都 府		713,439	385,393	-	54,311	208,964	64,771
大 阪 府		2,438,819	690,080	237,039	897,613	560,331	53,756
兵 庫 県		1,559,482	426,895	-	735,461	212,897	184,229
奈 良 県		396,499	104,893	-	-	167,882	123,724
和 歌 山 県		292,478	107,533	-	-	92,354	92,591
鳥 取 県		155,722	50,946	-	-	53,175	51,601
島 根 県		192,936	50,517	-	-	68,549	73,870
岡 山 県		523,514	183,572	-	126,838	94,871	118,233
広 島 県		795,236	316,871	-	287,487	78,731	112,147
山 口 県		422,268	50,919	-	175,906	144,092	51,351
徳 島 県		217,461	70,562	-	-	37,867	109,032
香 川 県		279,433	116,595	-	-	97,940	64,898
愛 媛 県		414,273	141,488	-	50,144	134,461	88,180
高 知 県		220,625	90,494	-	-	13,691	116,440
福 岡 県		1,354,631	355,105	280,063	79,518	349,611	290,334
佐 賀 県		221,088	53,599	-	-	78,487	89,002
長 崎 県		401,985	126,842	-	70,529	89,058	115,556
熊 本 県		488,092	177,851	-	-	155,772	154,469
大 分 県		332,609	127,439	-	-	117,003	88,167
宮 崎 県		324,800	102,966	-	49,234	56,037	116,563
鹿 児 島 県		494,442	166,462	-	-	125,289	202,691
沖 縄 県		353,414	82,205	-	-	170,921	100,288

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表6-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国		13,025,277	5,701,450	465,913	2,774,780	2,524,978	1,558,156
北 海 道		707,592	283,454	-	151,361	94,556	178,221
青 森 県		117,757	29,909	-	39,430	17,467	30,951
岩 手 県		110,594	34,143	-	-	37,593	38,858
宮 城 県		216,420	140,381	-	11,213	35,052	29,774
秋 田 県		82,777	34,683	-	-	29,479	18,615
山 形 県		73,510	22,032	-	-	29,369	22,109
福 島 県		157,609	26,614	-	64,188	36,297	30,510
茨 城 県		211,639	28,709	-	49,110	94,213	39,607
栃 木 県		154,811	53,508	-	25,284	51,531	24,488
群 馬 県		154,754	29,245	-	62,299	40,184	23,026
埼 玉 県		605,826	114,694	-	243,592	211,069	36,471
千 葉 県		552,369	94,683	-	322,387	105,367	29,932
東 京 都		2,236,772	1,704,270	-	302,921	220,268	9,313
神 奈 川 県		971,003	393,043	204,941	298,851	45,629	28,539
山 梨 県		71,826	23,805	-	-	19,190	28,831
長 野 県		170,019	33,633	-	36,091	55,657	44,638
新 潟 県		167,253	70,179	-	33,357	37,951	25,766
富 山 県		72,243	33,689	-	11,908	9,713	16,933
石 川 県		97,653	50,498	-	-	23,154	24,001
福 井 県		53,181	20,513	-	-	19,900	12,768
岐 阜 県		136,063	36,333	-	12,232	55,963	31,535
静 岡 県		299,690	63,812	65,286	47,672	78,965	43,955
愛 知 県		673,941	308,609	-	152,044	159,359	53,929
三 重 県		146,361	25,588	-	53,680	36,950	30,143
滋 賀 県		94,450	24,780	-	-	59,223	10,447
京 都 府		288,293	206,851	-	13,579	52,659	15,204
大 阪 府		1,063,342	487,083	77,171	316,961	172,446	9,681
兵 庫 県		519,550	190,460	-	242,457	49,107	37,526
奈 良 県		96,291	31,068	-	-	40,912	24,311
和 歌 山 県		86,610	34,630	-	-	22,824	29,156
鳥 取 県		46,977	16,712	-	-	18,879	11,386
島 根 県		59,609	18,556	-	-	20,443	20,610
岡 山 県		173,769	80,860	-	37,113	26,842	28,954
広 島 県		297,852	145,593	-	93,522	23,510	35,227
山 口 県		149,401	19,907	-	63,849	47,622	18,023
徳 島 県		71,420	31,544	-	-	9,676	30,200
香 川 県		87,622	43,231	-	-	25,845	18,546
愛 媛 県		153,569	65,567	-	17,895	42,877	27,230
高 知 県		96,388	49,089	-	-	4,678	42,621
福 岡 県		565,150	242,807	118,515	27,431	101,802	74,595
佐 賀 県		58,489	19,664	-	-	21,249	17,576
長 崎 県		136,346	48,774	-	25,946	25,830	35,796
熊 本 県		161,048	79,333	-	-	42,106	39,609
大 分 県		119,883	47,770	-	-	44,633	27,480
宮 崎 県		115,883	43,371	-	18,407	18,216	35,889
鹿 児 島 県		215,233	79,245	-	-	51,592	84,396
沖 縄 県		126,439	38,528	-	-	57,131	30,780

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

3 市町村の層化

(1) 層数の配分

ア 都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市

各市の結果を公表するために各市を1層とした。これにより、都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市に51層を配分した。

イ 上記「ア」以外の市町村

残る117層 (=168-51) は、原則として、地方、都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じて配分した。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表7に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表8-1及び表8-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表8-3に示す。

表7 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	168	47	4	30	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東 北	17	6	-	2	4	5
関 東	38	9	1 (川崎市)	13	9	6
北 陸	11	4	-	1	3	3
東 海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近 畿	22	6	1 (堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	-	2	3	4
四 国	9	4	-	1	1	3
九 州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖 縄	8	1	-	-	4	3

**表 8-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全国	205,985	233,995	271,917	264,862	192,351	140,914
北海道	160,127	524,441	-	171,247	88,889	116,916
東北	146,232	111,045	-	171,349	173,329	156,732
関東	318,714	472,300	357,927	279,917	300,484	193,205
北陸	129,745	127,409	-	173,561	129,502	118,497
東海	251,576	244,473	212,638	307,043	319,824	158,566
近畿	261,917	300,733	237,039	337,477	243,017	143,812
中国	149,263	130,565	-	295,116	146,473	101,801
四国	125,755	104,785	-	50,144	283,959	126,183
九州	157,289	158,609	280,063	199,281	121,407	176,130
沖縄	44,177	82,205	-	-	42,730	33,429

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 8-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全国	77,531	121,307	116,478	92,493	56,111	37,099
北海道	70,759	283,454	-	75,681	31,519	44,555
東北	44,627	47,960	-	57,416	46,314	34,163
関東	134,974	275,066	204,941	103,118	93,679	44,141
北陸	35,485	43,720	-	45,265	30,239	26,489
東海	78,503	108,586	65,286	88,543	82,809	39,891
近畿	97,661	162,479	77,171	114,599	66,195	31,581
中国	51,972	56,326	-	97,242	45,765	28,550
四国	45,444	47,358	-	17,895	83,076	39,532
九州	59,654	80,138	118,515	71,784	38,179	52,557
沖縄	15,805	38,528	-	-	14,283	10,260

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 8-3 地方別層数及び1層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	層数	1層当たり 調査対象世帯数
全国	11	42,995
北海道・東北	2	14,725
関東	4	52,786
北陸・東海	1	105,212
近畿	2	33,111
中国・四国	1	31,919
九州・沖縄	1	29,003

(2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせて基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方、都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

ア 中都市及び小都市Aに区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

(7) 人口集中地区^{注2}人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合

(4) 人口増減率・・・平成17年国勢調査結果人口の平成12年国勢調査結果人口に対する増減率

(9) 産業的特色・・・就業者総数に占める第1次産業及び第2次産業就業者数の割合

(5) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

イ 小都市B・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

(7) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分

(4) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表1に示す。

4 調査市町村の抽出

(1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市及び大都市は1市1層としているため、残る117層については、各層から1市町村を抽出した。

(2) 単身世帯の寮・寄宿舍単位区における調査市の抽出

単身世帯の結果集計時の地方区分を考慮して、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舍単位区が多い市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を調査市として抽出した。

^{注2} 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000人以上/1k㎡)が互いに隣接して、その人口が5,000人以上になる地域をいう。

5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮して行った。

(1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、調査世帯数は、調査市町村が属する層の調査対象世帯数に完全には比例していない。

ア 都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の大都市（川崎市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分した。

イ 小都市Aに区分される市には、小都市A全体で標本改正以前の調査世帯数を確保するため、24世帯を配分した。

なお、沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を標本改正以前と同様276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	96	8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

(2) 実査上の制約

ア 二人以上の世帯

- (ア) 1 調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1 調査員は2 調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6 か月間調査を継続し、7 か月目に他の世帯と交替する。

イ 単身世帯：一般単位区

- (ア) 1 調査員が受け持つ二人以上の世帯の2 調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3 か月間調査を継続し、4 か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する。

ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

- (ア) 1 調査単位区の調査世帯は6世帯とする。

(イ) 1 調査員は 1 調査単位区を受け持ち、毎月 6 世帯を調査する。

(ウ) 調査世帯は 3 か月間調査を継続し、4 か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表 9-1 ～表 9-3 に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数を表 10-1 ～表 10-3 に示す。

**表9-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	8,076	5,052	384	1,080	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,076	1,224	96	468	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	768	420	96	108	96	48
近 畿	1,116	648	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表9-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	673	421	32	90	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	173	102	8	39	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	64	35	8	9	8	4
近 畿	93	54	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表9-3 地方別調査世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6

**表10-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	4,285	2,177	2,832	7,357	8,197	11,743
北海道	5,560	5,463	-	4,757	3,704	9,743
東 北	3,092	1,157	-	4,760	7,222	13,061
関 東	5,834	3,473	3,728	7,775	12,520	16,100
北 陸	2,703	1,327	-	4,821	5,396	9,875
東 海	5,241	2,328	2,215	8,529	13,326	13,214
近 畿	5,163	2,785	2,469	9,374	10,126	11,984
中 国	3,110	1,360	-	8,198	6,103	8,483
四 国	2,358	1,092	-	1,393	11,832	10,515
九 州	3,387	1,652	2,917	5,536	5,059	14,678
沖 縄	1,280	489	-	-	2,374	2,786

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表10-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	19,354	13,543	14,560	30,831	28,693	37,099
北海道	29,483	35,432	-	25,227	15,759	44,555
東 北	11,323	5,995	-	19,139	23,157	34,163
関 東	29,648	24,270	25,618	34,373	46,839	44,141
北 陸	8,871	5,465	-	15,088	15,120	26,489
東 海	19,626	12,410	8,161	29,514	41,405	39,891
近 畿	23,103	18,053	9,646	38,200	33,098	31,581
中 国	12,993	7,041	-	32,414	22,883	28,550
四 国	10,225	5,920	-	5,965	41,538	39,532
九 州	15,416	10,017	14,814	23,928	19,089	52,557
沖 縄	5,497	2,752	-	-	9,522	10,260

注) 平成17年国勢調査の結果を平成19年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表10-3 地方別1調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	1調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	6,569
北海道・東北	2,454
関 東	7,038
北 陸・東 海	17,535
近 畿	5,519
中 国・四 国	5,320
九 州・沖 縄	4,834

6 調査単位区の抽出（一般単位区）

調査単位区の抽出は、次の手順で行った。

(1) ブロックの設定と抽出

調査市町村内の全域^{注3}を、国勢調査調査区（以下、「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、さらに区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

(2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

(3) 調査単位区の抽出

上記（1）で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

ア 抽出方法

(ア) 上記（2）で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする。

イ 抽出上の制約

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

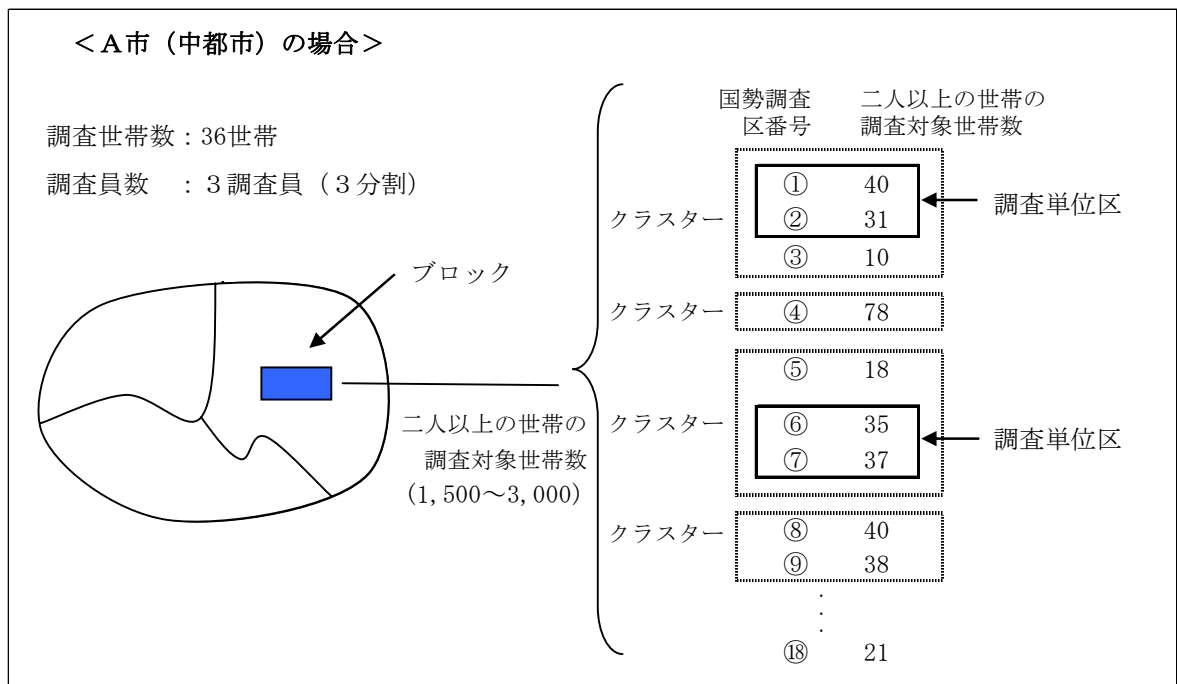
(イ) 調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスターは抽出しない。

注3 平成17年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

- (エ) 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下（可能であれば10年以下）の国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。
- (オ) 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。
- (カ) 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



7 調査世帯の抽出

(1) 抽出世帯数

二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区の調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯の二人以上の世帯と、1世帯の単身世帯を乱数表により抽出する。

二人以上の世帯の調査世帯を抽出するに当たっては、「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯を、農林漁家世帯、非農林漁家世帯の勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数（6世帯）を配分する。

また、単身世帯の寮・寄宿舍単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舍単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から6世帯を乱数表により抽出する。

(2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外している。

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- オ 外国人世帯
- カ 15歳未満の単身世帯
- キ 社会施設又は矯正施設の入所者
- ク 病院又は療養所の入所者
- ケ 自衛隊の営舎内居住者
- コ その他、都道府県知事が不相当と認めた世帯

(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえない場合は、代わりの世帯を同じ調査単位区から乱数表で抽出する。

その際、二人以上の世帯では同じ世帯区分の世帯を、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出する。